

会議録

1 会議名 木更津市立公民館運営審議会第2回定例会

2 開催日時 平成28年9月29日(木)午後1時30分～午後5時10分

3 開催場所 木更津市立中央公民館 1階 大ホール

4 出席者氏名 【公民館運営審議会委員】19名

額賀 敏行	平岡 憲子	本多 二三代	村上 淑子	石井 京子
松尾 玲子	青木 健	古藤田 憲之	元木 榮	三上 由美子
鈴木 正	清水 正夫	山田 治子	渡利 明	安藤 清康
澤邊 賢司	瓜田 栄一	菅原 興二	鶴岡 俊之	

【公民館長】16名

石井 一彦 (中央公民館)	関口 明 (八幡台公民館)
星野 隆弘 (富来田公民館)	高橋 栄二 (東清公民館)
江野澤 和彦 (岩根公民館)	原 敏美 (清見台公民館)
高橋 利幸 (鎌足公民館)	西嶋 久美子 (畑沢公民館)
小原 俊郎 (金田公民館)	若鍋 知幸 (岩根西公民館)
小川 恵市 (中郷公民館)	本多 豊 (西清川公民館)
露崎 義男 (富岡公民館)	石井 章 (波岡公民館)
伊藤 孝 (文京公民館)	篠原 和行 (桜井公民館)

【事務局職員】3名

松本 明子 (中央公民館副主幹)
齋藤 礼司郎 (中央公民館主査)
稲村 員代 (中央公民館社会教育指導員)

5 議題及び公開又は非公開の別 公開

議案第1号 平成28年度公民館文化祭(まつり)及び文化祭視察研修の実施について

議案第2号 使用料・手数料の見直しについて
行政改革推進室

報告事項 (1) 各委員からの報告

6 傍聴人の数 2人

7 会議概要 以下のとおり

事務局より、出席者数が2分の1以上に達した（20名の定員に対して19名の出席）ため、本会議が成立したこと、及び、本会議は公開制であることを報告。

平成28年度木更津市立公民館運営審議会第2回定例会を開会する。

<議案第1号 平成28年度公民館文化祭（まつり）及び文化祭視察研修の実施について>

山田委員長より、平成28年度公民館文化祭（まつり）の実施について説明を求める。

事前に配布してある資料をもとに、中央公民館長が各公民館文化祭（まつり）の主な取り組み内容について説明する。

石井中央公民館長： それでは、本年度の公民館文化祭、地区文化祭のご説明をいたします。資料の1ページをご覧ください。

今年度、開催期日につきましては、概ね10月29日から30日の土日を中心に12の公民館、次の週の11月5日から6日に4つの公民館が、各公民館を主会場に開催いたします。内容やテーマにつきましては、2ページ3ページをごらん下さい。

各公民館ではそれぞれ地域や公民館利用者による実行委員会が組織され、地域色豊かに趣向を凝らし、絵画や書道、写真、手工芸、華道、児童生徒の作品展示、合唱、舞踊、器楽演奏などの芸能発表、呈茶、囲碁将棋大会、太巻き寿司の体験などのイベント、その他、各種模擬店、野菜販売など、多彩な内容で開催されます。

なお、文化祭開催に合わせ今年度、周年事業として、岩根西公民館開館30周年記念事業が10月30日に開催されます。

次に、各文化祭の事業概要についてでございますが、事前に今回の文化祭事業計画書を送付しており、ご覧いただいていると思いますので、各公民館の事業の概要につきましては、今年度の特徴や特色等を中心に、中央公民館から桜井公民館まで、順を追って私からご説明いたします。それでは、4ページをご覧ください。

中央公民館まつりは、昭和51年に現在の公民館開館とともに、第1回文化祭がスタートしており、今年度40回になります。木更津一中の中学生によるボランティア、青少年相談員の少年少女主張大会に参加予定の小学生による作文発表、公民館主催事業「キッズクラブ」の子どもによるミニ縁日等、地域の文化祭に子どもが参加する中で、世代を越えた交流をし、つながりを深めます。なお、収支予算書については、説明を割愛し、ご覧いただきたいと思います。

続いて、各地区文化祭について説明します。

富来田公民館、第37回富来田地区市民文化祭は、かつて夏の夜のコンサートで発表した富来田地域に伝わる民話のイラストの原画の一部を公開するとともに、武田川コスモスロードの会の活動の様子やまちづくり協議会の事業の一部をパネル展示いたします。また、地域のつながりを一層深めるため、中学生に運営支援や

様々なイベントのボランティアとして参加していただく予定です。

岩根公民館、第59回岩根東地区文化祭では、会場を2ヶ所に分けて開催します。公民館会場では、各サークルの展示はもとより、災害時における非常食の取扱いや試食を行います。また呈茶については毎年好評を得ています。発表会場では、敬老会と合同で行うとともに今年度はまちづくり協議会及び社会福祉協議会共催による川柳コンクール表彰を行います。

鎌足公民館、第37回鎌足地区文化祭では、「広げよう 深めよう 鎌足文化」をテーマに、展示は10月29日と30日の両日に地元児童、生徒作品や鎌足に因んだ作品、活動などが展示されます。また、芸能発表、模擬店などは、唯一の屋外会場で敬老会と同時開催となることから、地元の神楽や小学生の歌とダンス、鎌足産のもち米で作った「福もち」まきなどを予定しており、地域全体で、また幅広い年代で、ほのぼの暖かな文化祭の開催を目指しています。なお、雨天の場合は、会場が鎌足小学校に変更となります。

金田公民館を中心に開催される、第40回金田地区文化祭の期日は、10月29日～10月30日までの2日間となります。テーマは、「つなげよう 金田の文化 いっまでも」でございます。開会式は、29日の9時00分、展示部門は9時00分から、イベントは9時30分から、模擬店部門は10時00分から開始になります。今年度は、オープニングセレモニーで金田中学校生徒に木更津甚句を披露していただきます。

中郷公民館、第37回中郷地区文化祭は、第1日目(29日)がメインとなります。公民館を会場に作品展示や販売、中郷中学校体育館では芸能発表「ふれあいのつどい」と、若い世代を中心とした「中郷マルシェ」を開催します。マルシェは今年度初めての取り組みです。中郷住民が中心となって盛り上げますが、中郷以外の方々にもお力添えいただき、広く中郷を知ってもらおうというイベントです。

富岡公民館、第37回富岡地区文化祭の本年度の文化祭の特徴は、公民館サークル活動や各教室の成果発表等のほか、特に下郡地区に古くから伝わっている「お囃子と神楽の舞」を郷土芸能保存会のご尽力により復活披露する予定です。また、とみおか・ロマン街道の会のご協力により、地域に伝承する童話を紙芝居方式にて発表いたします。

文京公民館、第15回文京公民館まつりは、展示・イベント部門を文京公民館で、発表部門を木更津第二小学校体育館で開催します。展示・イベント部門では、各種展示や模擬店の他、七宝焼きや絵手紙などの体験教室も行います。発表部門では、公民館を利用するサークルの他、例年たくさんの感動をいただいております小学校2校の合唱部発表や高等学校2校の器楽演奏も行われます。

八幡台公民館、第35回上烏田・八幡台・羽鳥野地区文化祭は、子どもたちが積極的に参加してくれます。児童や園児の作品や、主に3歳児の親子で活動を行っている「おひさまっこ」の展示の他、幼児英語や親子交流を行っている「スマイリーキッズ」が、ゲームや販売を行う予定です。

東清公民館、第35回東清川地区文化祭は、4日間の期間を実施します。一番の

特徴は、「子どもチャレンジ大会」という子どもを対象にした行事と利用団体の卓球サークルが中心となり、地域全体に声をかけ「卓球フェスティバル」を行事として実施しており、地域をあげての祭典となっております。

清見台公民館、第33回清見台地区文化祭は、「みんなで咲かせよう 清見台の文化」をテーマに、公民館・体育館を利用するサークル等が日頃の成果を発表・展示します。昨年に引き続き、二つの幼稚園からの園児作品展示や小中学校合唱発表などは地域の方々から好評をいただいております。誰でも楽しめ、ふれあいが深まる文化祭をめざしています。

畑沢公民館、第33回畑沢公民館地区文化祭は、「みんなで 育て 広げよう 地域の輪」をテーマに、多くの地域住民が楽しく集い、ふれあい、交流を深める文化祭をめざして、開催します。特に、30日の芸能発表は、同時に、地区社協の「敬老のつどい」として、地域の77歳以上の高齢者を招待しているため、対象のお年寄りからは、大変楽しみにしていただいております。

岩根西公民館、第31回岩根西地区文化祭は、今年度30周年記念事業と重なっており、文化祭については例年3日間に及び実施していた所を2日間の実施としました。それに伴い、恒例となっていた「ビンゴ大会」は休止となり、代わりに30周年記念アトラクションとして袖ヶ浦高等学校書道部のパフォーマンスを披露する予定です。なお、10月30日（日）に実施する30周年記念事業については会場の広さの問題から、公運審からは山田委員長を代表として招待する予定ですので、ご了承下さい。

西清川公民館、第27回西清川地区文化祭は、両日共午前10時からの開催となります。今年度は、特に芸能発表部門において、6日昼の時間帯にカラオケの飛び入り参加者を6名程度募集します。観客の皆さんの身近な方が参加するプログラムを用意し、より一層楽しんでいただく予定です。また、恒例のもちつきは、地域の皆さんや永井作盛年会の協力で実施いたします。

波岡公民館、第24回波岡地区文化祭は、各サークル・団体の参加に加え、福祉施設「波岡の家」の参加もあり、地域住民との交流を図る機会となっております。また、特に子どもたちの参加を促すために、ハックルベリーによる「ペットボトル作り&飛ばし大会」を新たに実施します。また、昨年好評だったスタンプラリーを今年も実施します。

桜井公民館、第15回桜井地区文化祭は、『心かよわせ 作る出会いは支えあい！』をテーマに1日目には、子供の実行委員会による子供祭の開催、子ども茶道教室による「呈茶席」を設けると共に、木更津第二中学校吹奏楽部のオープニング演奏等、保育園や児童生徒の作品展示など子ども達の活躍の場をできるだけ多く設定しています。学習成果の発表では、サークルや団体による多彩な展示や発表会、模擬店も実施します。

最後に、文化祭の全体の予算についてでございますが、36ページに木更津市の公民館の全体予算について記載してございます。

平成28年度の予算の合計は、歳入、支出とも3,753,500円でございます。詳細につきましてはご覧いただきたいと思っております。

以上、平成28年度の公民館文化祭、地区文化祭の説明とさせていただきます。

山田 治子委員長 : ただいまの中央公民館長の説明に対して、他の公民館長で補足事項はございますか。ないようでしたら、今年度の公民館文化祭(まつり)の実施計画並びに予算に対して、ご質問やご意見のある方はお願いいたします。

質疑応答なし

では、続いて、公民館文化祭(まつり)視察研修について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 今年度の視察は、生涯学習バスを使用して10月29日(土)に実施いたします。富来田、岩根、鎌足、金田、中郷、富岡、文京、八幡台、東清、畑沢、岩根西、波岡の12館を予定しております。コース及び日程については、資料のとおりです。1館の視察時間は、20分程度となります。出発は旧市役所庁舎西側駐車場になりますのでよろしく申し上げます。

山田 治子委員長 : ただいまの事務局の説明に対して、ご質問やご意見のある方はお願いいたします。

質疑応答なし

山田 治子委員長 : ないようでしたら、議案第1号については承認されたものといたします。公民館の地区文化祭運営の蓄積が地域づくりを支える活動につながっています。それぞれの地域で、実りのある取り組みが展開されることを期待しております。

10月29日の視察研修では、各地域の特色や公民館の新しい取り組みなどを拝見できればと思います。委員の皆様は、是非、出席をお願いいたします。また、今回お伺いすることのできない公民館につきましても、個人的に足を運んでいただければ幸いですので、よろしく申し上げます。

山田 治子委員長 : つぎに、議案第2号「使用料・手数料の見直しについて」申し上げます。

これまで木更津市立公民館は、無料の原則を貫いてきました。この件は慎重審議しなければならない議案だと思います。

本日は、総務部行政改革推進室の土居室長と渡邊主幹にご出席いただいております。説明をお願いします。

土居室長から、使用料・手数料の見直しについて、「使用料・手数料の見直しに

関する基本方針に関する基本方針」の資料に添って説明。

行政改革推進室 : 他の公共施設は、今年度の12月の議会に条例を上程します。社会教育施設（公民館等）の使用料・手数料について、これから各機関と調整し、皆様にご理解をいただいた上で、来年度5・6月に改正案をまとめ、7月に上程し、9月に議会で承認を得て、再来年度4月から改正の運びとしたいと考えております。

昨日の社会教育委員会議では、行政改革推進室が作成した「使用料・手数料の見直し」1ページ目の「受益者」という言い方はどうなのか。「利用者」であろうという意見が出ました。料金が安い方が良いことは良いのだが、維持分の25%を負担分として料金に反映していく予定です。

近隣等との兼ね合いもあります。また、いきいき館等は、今年12月に入館料の改正案を上程し、来年度4月から開始します。3・4ページにもありますが、安価でも人が多ければ多く収入が見込まれます。魅力的な事業の実施をしてほしいと思います。

山田 治子委員長 : ただいま、使用料・手数料の見直しについて説明していただきました。今の説明について、質疑時間を設けます。ご質問・ご確認がありましたらお願いします。

元木 榮委員 : 備品等の貸し出し料金はどうか。従前通りですか。

行政改革推進室 : 今回行おうとしていることは、部屋の貸し出しです。

古藤田 憲之委員 : 資料は初めて見ました。公民館などの教育施設は、公共施設は原則無料であるはずですが。公共の教育施設は、これまで無料でしたが、受益者負担の背景は何ですか。木更津市教育大綱、木更津市教育振興基本計画との整合性についてはどうですか。

行政改革推進室 : ホームページ等で案内していますが、適正に安全に使用してもらうには、施設の数が多く、市の施設全体を適正規模で維持管理することができません。65億円維持するのにかかるのですが、現状の施設の総床面積の23%減らさないと維持できません。今後10～30年で統廃合していかないといけません。維持するために利用者に負担してもらい、縮減していくことを予想していますが、修繕にまわしていかないといけません。

古藤田 憲之委員 : これまで教育委員会議で行っていた教育行政のうち市長が教育委員会と連携して進めるべき事項について、総合教育委員会議でも議論するようになったが、木更津市教育基本計画に基づいたものでないといけないのではないですか。公民館では、ボランティアや福祉分野など高齢者の健康維持に向けて活動しているが、有料になると利用が減るということで、そういった面でマイナス効果になり、木更津市全体の医療費

が増加する結果になってしまうのではないのでしょうか。そういった全体の経費を考えるといけないのではないのでしょうか。受益者負担という考えはどのようなのですか。

行政改革推進室 : 受益者というよりは利用者だということですが、社会教育法第 22 条の目的に沿ったものに対し、減免し使用料免除するということはあると思います。ただ、体育館で使用料を支払い、卓球をすることと、公民館で卓球をすることの違いは何だろうということはありません。

石井中央公民館長 : 平成 27～30 年の計画年度で現在実施中の木更津市教育振興基本計画、また木更津市第一次基本計画、平成 27～30 年の 4 年間にわたる両計画は「自然と文化を愛し、だれもが自ら学び、健康で生きがいのある生活を送ることができる生涯学習社会の実現をめざします。」とうたっております。また、「さまざまな暮らしの課題に対し、市民がいつでも、だれでも学習できる環境を整えとともに、広く市民の声を聞きながら、生涯学習のまちづくりを推進するために、必要な学習機会を提供し、その活動を奨励します。また、生涯学習を通じて人をつなぎ、学んだ知識を地域づくりに活かすことができる環境を整備します。さらに、社会教育を推進する体制の充実や社会教育施設の整備を図ります。」と社会教育の推進の政策があり、まだ計画実施途中です。社会教育の位置付けはずっと一貫し、何ら変わっていません。

古藤田 憲之委員 : 社会教育にファシリティマネジメントがどれだけ有効か、市全体の福祉に渡ることを考えなければならないと思います。

行政改革推進室 : 大変重要だと思います。社会教育を否定しているわけではありません。少し変わってもらってもよいのではないかとということです。公共施設延べ床面積 23%削減、実情に合った中での利用、運用していくための補助費を 5%から 25%に上げるということです。

清水 正夫委員 : 公民館の使用料を上げたとして、施設維持管理にどのくらい計上できると考えていますか。

行政改革推進室 : 使用料を特定財源に回すことは可能です。試算として利用回数年間 27,000 回で例えば、2 時間 500 円として一つのサークルが 4 時間の使用で、年間 2,700 万円となり、16 館を維持するための 3 割です。維持管理するために、年間 1㎡当たり 2 万円かかっています。使用料の設定は例えばの数字ですが。

清水 正夫委員 : 年配の方の利用ですが、唯一高齢者が使える場所であるので、責任を分担しようというのはわかりますが、お金を支払うなら離れていくのではないのでしょうか。使用料はやはり無料でお願いしたいです。こういうところからお金を取るというのはどう

なのでしょう。

行政改革推進室 : いくらかでも自分たちが負担するということで少し変わってもらえないでしょうか。現状の状態では建物を維持管理できません。場所がないとできないのでしょうか。市民会館、福祉会館でもできるんじゃないでしょうか。アンケートを取れば無料が良いという結果になるでしょう。

渡利 明委員 : 地域の拠点であり、何かあれば公民館へというところであったのに、いろいろと障害が出てくるのではないのでしょうか。使用する人と使用しない人はあるが、どこでもそれはあるのではないのでしょうか。計画性がないです。ボランティアなどどうなるのでしょうか。中味が変わってしまうのではないのでしょうか。

澤邊 賢司委員 : 今日の資料の6ページ(5)減額免除 ア減額・免除制度の基本方針の「減免は真にやむを得ないものに限定するという考え方を再確認」とありますが、私は民生員や地区社会福祉協議会などもやっていますが、資金繰りが苦しい中、やむを得ないという考えがちらちらと見え隠れします。公共性のある団体と、高齢者といってもサークル活動だと、場合によっては免除を受けられない団体も出て来るのではないのでしょうか。そのへんの見解をお願いしたいです。

行政改革推進室 : 高齢者、障がい者などの配慮はやむを得ない。社会教育法第22条該当は無料、サークル利用は使用料負担、個別のものと考え減額。これから協議し審議会に再度上らせ説明していきたいと思えます。今年の12月には上程できません。

瓜田 栄一委員 : 今の10分程の説明ではほとんどわかりませんでした。会議の前にH.P.で市川市、和光市の有料料金を見て来ましたが、市民や市外者の料金はどうなるのでしょうか。サークル連絡協議会を7年やっています。サークル連絡協議会では、文化祭前に公民館の環境整備や年末の大掃除を行っています。

行政改革推進室 : まだ白紙の段階です。基準作りはこれからになりますが、公民館の使用料は、ご負担いただきます。

瓜田 栄一委員 : サークル連絡協議会の役員をしていますが、市内で2番目に設立したサークル連協です。噂話では時々有料の話はありました。公民館文化祭前、剪定、除草作業、年末の館内清掃を70~80人でやっています。有料になったら連協がなくなってもいいね。それでよいのかな、と言っていますが、長年やってきていて、割り切ってしまうとそれでもよいか、という意見が連協の中でありました。寂しい限りではありますが、仕方ありません。

行政改革推進室 : 大変ありがたい思いなのですが、道路の植栽までも市民に協力いただかないと仕

方なくなっています。

昨日の社会教育委員会議でも説明させてもらいましたが、サークルに大掃除等してもらっているという話を伺いました。有料になったら人が来なくなる、公民館活動に協力できなくなるということなら、今まで社会教育は何をやってきたのでしょうか。それですたれるのなら、社会教育はそれだけのことなのかということになります。

安藤 清康委員 : 基本的には社会を見れば、こういう方向になっていくのだな、とわかっていると思っ
ていましたが、公民館の今までの理念があったはずですが、今こういう状況であると
市の基本方針を説明されないと、皆に説明できません。また、どのように使用料を徴
収していくのか、仕事のボリュームをみていかないといけないでしょう。

行政改革推進室 : 今回、初めて説明させてもらい、今日がスタートラインです。これからこの方針で
いきたいというスタートライン。これから 1 年間かけて検討していきます。資料は
事前に読んでいただいていると思っていました。今回、早口で説明させてもらいま
したが、資料を読んでいただいた後、公民館事務局と話し合っ、今後も説明させてい
ただきたいと思っています。

山田 治子委員長 : 今までいろいろご意見をいただきましたが、そのほかにいかがですか。

平岡 憲子委員 : こんな少しの説明では理解できない。7 ページについて伺います。(その他)イの営
利目的の利用についてです。「10割増しの負担」との規定になってはいますが、今で
も公民館の目的外使用は料金を取っています。どのようなことですか。

石井中央公民館長 : 会社が研修会や説明会などに使うときは、目的外使用として有料で対応していま
す。社会教育法第 23 条に該当する場合は貸し出しておりません。社会教育法第 22 条
以外の目的外使用について、有料にて使用を許可しています。

古藤田 憲之委員 : 市の公民館は規模が小さく老朽化しているが、無料で、みんなで手入れしながら使
用しています。有料になれば、エレベーターをつけてほしいということになるでしょ
う。バリアフリーが進んで行くというようなことなら負担すると思うが、みんなが承
知しないなら説得力がないのではないですか。文化祭の展示なども使用にあたって、
参加団体が有料で使わなければならないのは厳しいです。

行政改革推進室 : 公民館が主催する事業であれば、有料ではありません。今スタートラインに立った
ところなので、これから決めることです。

石井 京子委員 : 主催事業は無料というが、主催事業からサークルになった団体が多くあり、使っ

ている人はきれいに部屋を管理しています。公民館を使用している団体は有料、水道、ガスも使っているから有料でよいのですが、施設が古いのでお湯が出ない中、水で洗ったり、いすが壊れれば補修しながら使用している状況です。まずは直していただけるのならば、有料でも構いません。きちっとした金額を出していただきたいです。

行政改革推進室 : 主催事業からサークルへという活動の仕方は、勉強不十分でしたが、実質負担だと1㎡当たり2万円、それを負担していただく分の25%を皆さんにご負担いただくようなことを考えています。部屋のあり方によって使用額は変わっています。

本多 二三代委員 : 私は、木更津市文化協会から出ています。文化協会にはサークルが多く含まれているので、会に戻り皆さんに話し意見を聞いてみたいと思います。

行政改革推進室 : 今後、行政改革推進室でも、生涯学習課でも来ていただいて、意見を伺っていただければと思います。

鈴木 正委員 : 公民館によって金額が違ってくるのかなど、利用者によって考え方が違ってきます。

鶴岡 俊之委員 : 2点あります。1ページの受益者負担の考え方、今のように無料だと利用しない人にも負担してもらっている形なので、利用者に負担してもらうために実施するのだということが書いてありますが、決して個人の利益だけで活動しているのではなく、高齢者は生きがいを持って4・5つもサークル活動をしています。高齢者が元気に活動している姿を若い人が見て、どうしたらあんなに元気でいられるのかと地域の若い人にいい影響を与えています。利用者の声を聞くことは大事です。有料にすることでどんな影響があるのか、行政改革推進室では諮問することはできないので、公民館が公運審へ諮問してほしいと思います。

本日資料を配られて、10分ほどの説明で理解することは、なかなか難しいです。

行政改革推進室 : 公民館利用者に受益者負担という言葉はなじまないことは理解しています。最初の説明の中で、公民館は、利用される方が利用に応じた金額を、受益者負担をお願いしたい。という意味で説明させていただきました。アンケートを取れば、無料が良いに決まっています。有料化してその望ましい使い方を考え、検討して良い方向に進めて行きたいと考えています。諮問の方は公民館がすることになりますが、前向きな諮問ならいいのですが、調整しながら。

石井中央公民館長 : 諮問につきましては、館長が公民館運営審議委員に何うものですので、協議してきたいと思います。

山田 治子委員長 : 公民館を利用する人は、無料で助け合いながら活動しています。生きがいや社会教育のために使っています。公民館を大切に使っていきたい気持ちは変わらないが、今までと違う気持ちになるでしょう。公民館に来る高齢者がなんで元気でいられるのだろうと若い方に影響を与えています。利用料金が 10 円であろうといくらになろうと金額を支払うことについて、今後も協議していきたいということを提案します。

高橋鎌足公民館長 : 来年 9 月議会にということでしたが、それまでにいろいろの過程があると思います。スケジュールはどうなっていますか。

行政改革推進室 : 9 月議会となると、7 月には改正案を整えて上程するので、5・6 月に改定案、今年度内には方向性を検討したいです。

山田 治子委員長 : 今回のこの件については、今後も継続協議をしていきたいと思います。行政改革推進室から本日は、使用料・手数料の見直しについてお話いただきました。ありがとうございました。

行革推進室退席

山田 治子委員長 : 今の行政改革推進室の説明で感想やご意見などありましたらお願いします。館長から何かございませんか。

石井中央公民館長 : もう一つの資料につきましては、県内公民館運営状況、県内の公民館利用料と社会教育関係団体の取り扱いについて生涯学習課が作成した資料です。37 市中 12 市が無料です。25 市が減免等の違いはありますが、有料使用になっています。今後いろいろご意見をいただきながら進めていきたいと思います。今日までに行政改革推進室のヒアリングが 2 回行われ、意見交換がされています。基本方針では、すべての施設使用については有料ということだが、教育委員会はこれまで無料としてきているので、原則無料から原則有料に変更するのであれば、充実な議論や広く市民の声を聴く必要があると考えています。

サークルは、一見個人が恩恵を受けているように見えていますが、学びをつなげていこう、顔が見える中で、まちづくり、市のパートナーとなって一緒に地域を作っています。これまで木更津市では、主催事業とサークル活動で人材育成をしてきました。サークル活動は、本当に公共的な活動かと言われるそうですが、簡単に公共性がないと言えるでしょうか。また、有料化によって弊害はないでしょうか。サークルの数や活動の変化がどうなるのか。設置目的が充分反映されなくてはなりません。来年 9 月に議会へ議案を提案したいということだが、そのためには、5・6 月までにまとまっていけないといけません。たくさんの意見をいただきたいです。

青木 健委員 : 社会教育委員会議にも昨日発言しましたが、生涯学習課と行政改革推進室が説明に行くとは話していましたが、各公民館に来て利用者に説明してほしいです。

山田 治子委員長 : それでは、全体会をこれで終了し、このあと休憩を入れてグループ討議に入ります。

事務局グループ討議について説明 (グループ討議内容については別紙)

約1時間のグループ討議後、全体会場に集まり全体会再開し、グループ討議報告がなされた。

山田 治子委員長 : 今回に限らず、いろいろなお立場からの幅広い意見をいただく中で、審議をしていく必要があると思います。これは、私の提案ですが、定例会だけですと、今回聞いただけでは足りないと思いますので、次回定例会の前に協議していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

村上 淑子委員 : 各館利用者から声を聞いて、資料として出していくことはどうでしょうか。

石井中央公民館長 : 次回定例会を12月に予定していますが、このときも協議したらどうかと思いますが、それまでの間に何をしていたらよいかということですが、各地区の公運審と館長と相談してもらい、何ができるかを考えて決めてもらってはいかがでしょうか。サークル連協や公運協、利用者懇談会などで幅広く意見を聴いていただき、意見を出していただく中で協議していければいいと思います。

西嶋畑沢公民館長 : Aグループでも話をしましたが、行政改革推進室から直接説明会をしてほしいということをお話しました。

山田 治子委員長 : 有料化もしかたがないという部分もあるという意見がありましたが、継続審議は必要です。いろいろ各地区での方法でまとめていってはいかがでしょうか。行政改革推進室が直接説明していただくのもよいのではないのでしょうか。方法については、役員と事務局で決めさせていただきたいと思いますので、みなさんよろしくをお願いします。

つづいて、報告事項に移ります。各委員会等のご報告をお願いします。

はじめに、生涯学習推進協議会の古藤田委員よりお願いいたします。

古藤田憲之委員 : **第1回生涯学習推進協議会の概要について報告**

山田 治子委員長 : 社会教育委員会議の青木副委員長よりお願いいたします。

青木 健副委員長 : **第2回社会教育委員会議の概要について報告**

山田 治子委員長 : 図書館協議会の本多委員よりお願いいたします。

本多 二三代委員 : 第1回図書館協議会の概要について報告

山田 治子委員長 : 最後に、生涯学習フェスティバル実行委員会は、澤邊委員よりお願いします。

澤邊 賢司委員 : 生涯学習フェスティバルの概要について報告

山田 治子委員長 : ただいまの各委員からの報告に対して、ご質問はございますか。
ないようでしたら、その他の報告事項について事務局よりお願いします。

事務局 : 11月25日に栄町ふれあいプラザさかえを会場に、第68回千葉県公民館研究大会が開催されます。木更津市の公民館関係者として13名の委員を含む24名が参加し、当日は生涯学習バスを使用するため、午前8時20分に中央公民館に集合してください。

君津地方公民館運営審議会委員連絡協議会全体研修会は、10月20日(木)午後2時から、場所は君津市生涯学習交流センター多目的ホールで開催されます。講師には、社会福祉法人鼎(かなえ) エコトピア酒々井(しすい) 理事長の鎌田行平(かまたこうへい)さんから「激甚災害の100年に突入～公民館が地域で果たすべき役割～」と題し、ご講義いただきます。出欠の連絡については、10月13日(木)までに事務局へお願いします。

最後に、次回第3回定例会は、12月20日(火)午後6時に予定しております。会議終了後、社会教育委員会議との合同懇親会を計画中ですので、よろしくごお願いいたします。

山田 治子委員長 : 以上で全ての議事が終了いたしました。
木更津市立公民館運営審議会第2回定例会を終了します。

平成28年10月 日

議事録署名人 木更津市立公民館運営審議会
委員長 山田 治子